

大阪市告示第297号

北浜三丁目地区土地区画整理事業の規準及び事業計画の変更を認可したため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第3項において準用する同法第9条第3項及び土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第3条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和8年2月27日

大阪市長 横山英幸

1 施行者の名称

中央日本土地建物株式会社

2 事業施行期間

令和2年7月31日から令和8年7月31日まで

3 施行地区

大阪府中央区北浜三丁目の一部

4 土地区画整理事業の名称

北浜三丁目地区土地区画整理事業

5 変更前の事務所の所在地

大阪府中央区北浜三丁目6-13 日本土地建物株式会社関西支社内

6 変更後の事務所の所在地

大阪府中央区北浜三丁目6-22 中央日本土地建物株式会社関西支社内

7 施行認可の年月日

令和2年7月31日

8 変更認可の年月日

令和8年2月27日

（都市整備局市街地整備部区画整理課）